

福祉医療助成に関する申し入れ

1997年8月14日

日本共産党京都府議会議員団
団長 西山 秀尚

京都府知事 荒巻 禎一 様

国民の医療費負担を大幅に増やす健康保険法改定が実施される9月1日を前に、患者の受診抑制がおこり、病気の重症化や手遅れなど、深刻な事態が危惧されています。

とりわけ、お年寄りや低所得者などの社会的弱者にとっては、事実上、医療を受ける権利を奪われ、命と健康を守れないという重大な事態になりかねません。

ところが政府は、今回の改定がまだ実施もされていないのに、さらに次の大改悪を打ち出し、いっそうの負担を国民に押しつけようとしています。断じて許すことができません。

府民の命と健康を守るべき立場にある知事は、このようないっそうの改悪をやめて真の医療改革をはかるよう強く政府に働きかけるとともに、京都府独自の対策として、次の事項を実施されるよう強く求めるものです。

一 今回の改定に伴う対策として、

- ① 現行の福祉医療助成制度（老人医療、重度心身障害者老人健康管理、重度心身障害者医療、母子家庭医療）で、薬剤費負担分を助成すること。
- ② 老齢福祉年金支給対象外である70歳以上の所得の低い高齢者の薬剤費負担分を助成すること。
- ③ 老人医療制度の初診料・入院費の一部負担の軽減のための補助をおこなうこと。

二 医療費助成制度の改善として、

- ① 70歳以上の老人及び府の福祉医療受給者について、入院時食事療養費の助成をすること。
- ② 乳幼児医療費助成の対象を、入院、通院とも就学前までとすること。
- ③ 障害児・者医療費助成の対象を障害等級3級まで拡大し、所得制限を緩和すること。
- ④ 府の老人医療助成制度の所得制限を緩和すること。

以上